

平成 29 年版パーフェクト行政書士 判例問題集
正誤のお知らせ

(3816)

平成 29 年 9 月 4 日
株式会社住宅新報社 出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【正誤】

上記書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
p. 111 上から 4 行 目 イの正誤	×	○
p. 111 下から 1 行 目 正解番号	2	1
p. 148 15 行目から 17 行目 選択肢 5 の 問題文	「特段の～」以下を削除し、「 当該相続人は、他の相続人に対し、相続開始後遺産分割までの間の賃料相当額を不当利得として返還する必要はない。 」と修正	
p. 149 15 行目 選 択肢 4 の解説文	「したがって、被相続人が死亡した場合は～」以降の文章を削除	
p. 149 19 行目から 25 行目 選択肢 5 の 解説文をすべて差し 替え	前掲最判平 8. 12. 17 によると、被相続人が死亡して相続が開始した時から遺産分割終了までの間は、被相続人の地位を承継した他の相続人等が貸主となり、被相続人と同居してきた相続人を借主とする建物の使用貸借契約関係が存続することになります。したがって、被相続人と同居してきた相続人は、他の相続人に対し、相続開始後遺産分割までの間の賃料相当額を不当利得として返還する必要はありません(使用貸借は無償契約です)。	
p. 176 枠内の選択 肢 8 の語句	事実上	理論上
p. 200 枠内の選択 肢 14 の語句	妥当	的確